KEIKOUKAI
MEDICAL CORPORATION

# 診療報酬加算について

当院は、「電子的診療情報連携体制整備加算2」に係る施設基準に基づき、
以下の体制を整えています。
適用日：2026年6月1日～
※医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算から
「電子的診療情報連携体制整備加算」へ変わりました。

[施設基準]

1．オンライン請求体制の整備
2．診療明細書の無償交付
3．オンライン資格確認を行える体制の整備
4．医師がオンライン資格確認で取得した診療情報を、診察室や処置室などで閲覧・活用できる体制を有している
5．マイナ保険証の利用率（利用実績）が30%以上
6．マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している
7．明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、院内への掲示およびウェブサイト等で公表している
8．電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している

[算定内容]

初診：月１回に限り　９点
再診：月１回に限り　２点

2026年6月1日
大串整形外科